| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ⑴ | 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者が送致を受けた不在者投票 | 投票総数　　票　内 | | 受理と決定したもの | 票 |
| | | | | 不受理と決定したもの | 票 |
| | | 不受理又は拒否の決定を受けた者 | | | |
| | | 不受理の決定を受けた者 | （氏名） | | |
| | | 代理投票の拒否の決定を受けた者 | （氏名） | | |
| ⑵ | 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者が送致を受けた在外投票 | 投票総数　　票　内 | | 受理と決定したもの | 票 |
| | | | | 不受理と決定したもの | 票 |
| | | 不受理又は拒否の決定を受けた者 | | | |
| | | 不受理の決定を受けた者 | （氏名） | | |
| | | 代理投票の拒否の決定を受けた者 | （氏名） | | |
| ⑶ | 備　　考 | | | | |
| 9 | 投票所事務従事者 | 総数　　何人　内 | 1 | 市区町村選挙管理委員会書記 | 何人 |
| | | | 2 | 市区町村の職員 | 何人 |
| | | | 3 | その他の者 | 何人 |

何年何月何日調製

投票管理者（職）　　氏　　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　　氏　　名

投票立会人　　氏　　名

備考

1　この様式は、法第26条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第30条の3第2項に規定する指定在外選挙投票区の投票所における投票録の様式である。

2　指定投票区若しくは指定関係投票区等である場合又は第6条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載すること。

3　審査人の氏名のみの記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。

4　「審査当日有権者」には、期日前投票を行つた者のうち審査の期日までの間に審査権を有しなくなつたものも含まれるものであること。

5　「7　投票の状況」欄には、在外審査人以外の審査人の投票の状況を記載すること。

6　「7　投票の状況」欄の「投票者」欄には、投票所における投票者の総数と不在者投票の総数の計を記載すること。

7　「8　在外審査人の投票の状況」欄には、在外審査人の投票の状況を記載すること。

8　「8　在外審査人の投票の状況」欄の「投票者」欄には、投票所における投票者の総数、不在者投票者の総数及び在外投票者の総数の計を記載すること。

9　在外審査人について、指定在外選挙投票区の投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「8⑶備考」欄に、「7⑴」欄から「7⑸」欄まで又は「7⑺」欄の記載方法に準じて、記載をすること。

10　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行つた時間を記載すること。

11　投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなつた事由を記入すること。

12　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。

13　投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。

14　署名をする投票管理者及び投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。

15　指定関係投票区等である場合には、「7　投票の状況」欄の「不在者投票者」欄及び「7⑹」の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する審査人がした不在者投票の送致を受けた場合又は第6条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合は、この限りでない。

16　公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあつては、「6　投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

17　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考13に準ずる。